

平成 28 年第 3 回富良野市教育委員会臨時会

開催年月日	平成 28 年 3 月 28 日（月） 午後 4 時 30 分開会
開催場所	富良野図書館 3 階教育委員会室
出席委員	委員長 吉田幸男 委員 津山正樹 委員 菅野義則 教育長 近内栄一
欠席委員	委員 山田淳二
説明のために出席した者の職氏名	教育部長 遠藤和章 学校教育課長 大内康宏 社会教育課長 稲葉武則 社会教育課主幹 吉田等 図書館長 佐藤克久 生涯学習センター所長 上堀義文 学校教育課管理係長 竹下幸志
議事日程	日程第 1 会期の決定について 日程第 2 議案第 1 号 富良野市教育委員会事務局組織規則等の一部改正等について 議案第 2 号 富良野市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について 議案第 3 号 富良野市育英基金規則の一部改正について 議案第 4 号 市立富良野図書館設置条例施行規則の一部改正について 議案第 5 号 富良野市芸術文化体験施設設置要綱の廃止について 議案第 6 号 平成 28 年度富良野市社会教育推進計画の策定について 議案第 7 号 平成 28 年度富良野市スクールカウンセラーの委嘱について 議案第 8 号 平成 28 年度富良野市子どもと親の相談員の委嘱について 議案第 9 号 平成 28 年度富良野市学校医等の委嘱について
会議録署名委員の氏名	委員長は、会議録署名委員に次の委員を指名した。 津山正樹 委員
傍聴人	なし

議事の経過

開会 午後 4 時 45 分

吉田委員長

只今より平成 28 年第 3 回富良野市教育委員会臨時会を開会いたします。

本日は、山田委員より欠席の通知がありましたので報告いたします。
会議録署名委員には、津山委員をお願いいたします。

吉田委員長

これより 議題に入ります。
日程第一 会期の決定についてお諮り致します。
会期については、本日一日と致したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

吉田委員長

ご異議なしと認めます。よって、只今お諮りのとおり決しました。

吉田委員長

次に、日程第2に入ります。
議案第1号を議題とします。
議案第1号「富良野市教育委員会事務局組織規則等の一部改正等について」を提案
説明願います。

遠藤教育部長

議案第1号 富良野市教育委員会事務局組織規則等の一部改正等について、ご説明申
上げます。

本件は、富良野市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する
条例第2条に基づき、本年4月1日から市長が、スポーツ及び文化に関する事務
を管理及び執行するため、関係する条例が同日付けで施行されることに伴い、関係
する規則を改正または廃止するものと、合わせて、改正行政不服審査法が4月1日
に施行されることに伴い、規則を改正するものでございます。

以下、その内容について条を追ってご説明申し上げます。

第1条「富良野市教育委員会事務局組織規則」の一部改正は、学校教育課管理係の
分掌事務のうち、改正行政不服審査法の施行に伴い文言を修正するものと、社会教
育課社会教育係の分掌事務のうち、文化・スポーツに係のある事務を削除し、同
係の事務内容に合わせて、文言を修正するものでございます。

第2条「富良野市郷土芸能伝習館設置条例施行規則」の一部改正は、規則本文中の
文言を修正するものと、改正行政不服審査法の施行による関係様式の改正でござい
ます。

第3条「富良野市公民館設置条例施行規則」の一部改正は、富良野市公民館設置条
例の改正に伴い、文言を整理するものと、改正行政不服審査法の施行による関係様
式の改正でございます。

第4条「富良野市生涯学習センター設置条例施行規則」の一部改正は、改正行政不
服審査法の施行による関係様式の改正でございます。

第 5 条は、文化・スポーツ事務が、市長部局へ移管することに伴い、関係する(1) スポーツ推進委員規則、(2) スポーツセンター条例施行規則、(3) 文化会館設置条例施行規則、(4) 屋外スポーツ施設設置条例施行規則、(5) 演劇工場設置条例施行規則 (6) 文化振興基金条例施行規則、(7) スポーツ振興基金条例施行規則の 7 つの教育委員会規則が不要となることにより、廃止するものでございます。

規則の施行日は、平成 28 年 4 月 1 日とし、経過措置として、行政不服審査法関連ではありますが、施行日前にされた処分または申請に係る不作為に係るものについては、従前の例によるものとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

吉田委員長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

吉田委員長

無ければ、議案第 1 号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

吉田委員長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

吉田委員長

次に、議案第 2 号を議題とします。

議案第 2 号「富良野市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について」を提案説明願います。

遠藤教育部長

議案第 2 号 富良野市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、平成 28 年第 2 回臨時会でご承認をいただきました「教育委員会の権限に属する事務の補助執行にかかる協議」につきまして、富良野市長との協議が整いましたので、地方自治法第 180 条の 7 の規定により、市長の補助機関たる職員に教育委員会の権限に属する事務の補助執行をさせるため、規則を制定するものでございます。

以下、その内容について条を追ってご説明申し上げます。

第 1 条は、この規則の目的を定めるものでございます。

第 2 条は、市長の補助職員に補助執行させる事務を規定するもので、事務の内容は、

「富良野市立学校施設利用条例に基づく学校開放事業に関すること」でございます。
第3条は、事務の取扱い・運用について、定めるものでございます。
附則には、規則の施行日を、平成28年4月1日としようとするものでございます。
なお、お手元に、市長協議の回答書の写しを資料として添付をさせていただいておりますので、ご参照をお願いいたします。
以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

吉田委員長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

吉田委員長

無ければ、議案第2号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

吉田委員長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

吉田委員長

次に、議案第3号を議題とします。
議案第3号「富良野市育英基金規則の一部改正について」を提案説明願います。

遠藤部長

議案第3号 富良野市育英基金規則の一部改正について、ご説明申し上げます。
本件は、平成28年富良野市議会第1回定例会におきまして、富良野市育英基金条例の一部を改正する条例が可決したことに伴い、富良野市育英基金規則の一部を改正しようとするものです。
以下、規則の改正内容についてご説明申し上げます。
第3条は、条例第3条に定める多子世帯の定義を規定するものでございます。
第1号様式は、育英生願書の貸与金額に入学準備金を追記しようとするものでございます。
規則の施行日は平成28年4月1日からとするものでございます。
以上、よろしくご審議のほど、お願いします。

吉田委員長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

吉田委員長

無ければ、議案第3号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

吉田委員長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

吉田委員長

続いて、議案第4号を議題とします。

議案第4号「市立富良野図書館設置条例施行規則の一部改正について」を提案説明願います。

遠藤教育部長

議案第4号 市立富良野図書館設置条例施行規則の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、子どもの読書活動を推進するため、館外利用者の範囲について小学生以上という制限を廃止し、全ての年齢で図書の貸出しを受けることができるように改正しようとするものです。

以下、改正内容につきまして、ご説明申し上げます。

第3条第1項中「小学生以上であって、」を削るものです。

なお、規則の施行日は、平成28年4月1日からとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

吉田委員長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

菅野委員

「小学生以上」という制限は、もともとどういう理由であったのでしょうか。

近内教育長

私からご説明いたします。自らの意思で本を選び借りることができるのは、小学生からだろうということでしたが、昨今の親子の読書を家庭でも一層進めていくために、0歳から貸し出しができるようにする時代の流れがあります。また、私が図書館長の頃、保護者の方から、もっと本を借りたいという要望がありました。これらことから、今回、年齢制限を無くしていこうというものです。

吉田委員長

他に、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

吉田委員長

無ければ、議案第4号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

吉田委員長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

吉田委員長

次に、議案第5号を議題とします。

議案第5号「富良野市芸術文化体験施設設置要綱の廃止について」を提案説明願います。

遠藤教育部長

議案第5号 富良野市芸術文化体験施設設置要綱の廃止について、ご説明申し上げます。

本件は、芸術文化の普及啓発と創作活動の推進を目的に、平成11年6月1日、山部2631番地の1にアートファーム南陽館の名称で設置した富良野市芸術文化体験施設の設置要綱を、平成28年3月31日をもって廃止するものでございます。

廃止の理由としましては、施設建物が旧山部第二小学校校舎を利活用したもので老朽化が著しく、公共施設として維持するためには改修・改築に多大な経費を要することから、廃止することが適当との判断によるものでございます。

今後につきましては、現在施設を利用している芸術家に土地建物を売却し、引き続き芸術文化の普及啓発の拠点として活用していただく予定でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます

吉田委員長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

菅野委員

資料に記載されているこれまでの経過に、アートファーム南陽館実行委員会に随意契約にて売却するとありますが、スムーズに売却できる目途はあるのですか。

上堀所長

現在、実行委員会と随意契約に向けて協議しておりまして、契約の条件に盛り込む内容をすり合わせています。これが整った段階で、随意契約できるものと考えております。

津山委員

その協議は、個人ではなく実行委員会との折衝になっているのですか。

上堀所長	契約の名義としては、個人となります。実行委員会として南陽館を利用してきたのですが、売買契約となりますと、実行委員会は任意団体なので契約できないということがありますので、実行委員会代表の矢田さん個人との契約ということで進めております。
津山委員	良い形で廃校施設の跡地利用ができていたので、スムーズに移行し芸術や文化の発信を継続してほしいという思いでいます。
吉田委員長	3月31日をもって市から離れるということですか。
上堀所長	富良野市芸術文化体験施設設置要綱は3月31日をもって廃止しますが、売買契約が済むまでは、市教委が管理します。
吉田委員長	他にご意見等ございませんか。
	《各委員より「なし」の声あり》
吉田委員長	無ければ、議案第5号について同意することに、ご異議ございませんか。
	《各委員より「異議なし」の声あり》
吉田委員長	ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。
吉田委員長	次に、議案第6号を議題とします。 議案第6号「平成28年度富良野市社会教育推進計画の策定について」を提案説明願います。
遠藤教育部長	議案第6号 平成28年度富良野市社会教育推進計画の策定について、ご説明申し上げます。 本計画は、「富良野市第7次社会教育中期計画」に基づき、平成28年度の単年度計画として策定するもので、生涯学習の観点に立った社会教育の推進を図るものでございます。 策定に当たりましては、昨年11月18日に教育長より社会教育委員会議委員長に策定の諮問をし、社会教育委員会議において慎重に審議され、本年3月7日に社会

教育委員会議委員長より議案のとおり「平成 28 年度富良野市社会教育推進計画（案）」として答申をいただきました。

計画の内容につきましては、中期計画との整合性を図りながら、「健やかな心身を育み、やさしさと生きがいを実感できる社会教育の推進」を基本目標として策定いたしました。

主な新規事項をご説明いたしますが、計画書 9 ページからの少年教育の分野におきましては、13 ページの、子どもから成人が一緒になってワークショップなどを通じて子どもたちに未来を実感させ育む「ふらのまちづくり未来ラボ」事業の実施と、昨年 7 月から教育委員会へ補助執行をされております「学童保育センター」「児童館・児童センター」の設置・運営を新たに掲載いたしました。

（計画書）18 ページからの芸術文化の分野では、21 ページに記載の「演劇工場舞台照明設備改修工事」を実施してまいります。

計画書 24 ページからのスポーツの分野におきましては、30 ページの、市制施行 50 周年を記念して「プロ野球イースタンリーグ公式戦」を開催してまいります。

計画書 31 ページの社会教育推進の基盤整備につきましては、第 56 回北海道社会教育研究大会が本年 10 月 13 日～14 日に、富良野市で開催されることとなっております。

計画書 34 ページからの社会教育施設の分野におきましては、生涯学習センターにおいて、平成 27 年度途中から実施しておりますが、42 ページに記載の森林資源を活用し小中学生を対象に「森林環境教育」を推進してまいります。

また、文化会館におきましては、44 ページに記載の「文化会館エレベーター設置工事」を実施してまいります。

その他、平成 27 年度の事業を継続して推進してまいります。

なお、計画書には、平成 28 年度の各事業概要と合わせて、平成 27 年度実績を掲載することとしておりますが、まだ年度途中のため、終了していない事業もありますので、未定稿となっております。年度終了後、整理し、掲載させていただきますので、ご容赦をお願いいたします。

以上、よろしくご審議下さいますようお願いいたします。

吉田委員長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

吉田委員長

無ければ、議案第 6 号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

吉田委員長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

吉田委員長

次に、議案第7号を議題とします。

議案第7号「平成28年度富良野市スクールカウンセラーの委嘱について」を提案説明願います。

遠藤教育部長

議案第7号 富良野市スクールカウンセラーの委嘱について、ご説明申し上げます。生徒の不登校や校内、学内での種々の問題行動等の対応にあたっては、専門的な心理学の知識や心理援助知識が求められております。

本市においては、富良野東中学校、富良野西中学校に道費による北海道公立学校スクールカウンセラーの配置を予定しておりますが、その他の中学校においても、市費によるスクールカウンセラーを配置し、教育相談、教職員及び保護者への助言・支援を行うものであります。

委嘱期間は、平成28年4月1日より平成29年3月31日までの期間とし、報酬額については、時間単価5,000円とするものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願いします。

吉田委員長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

吉田委員長

無ければ、議案第7号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

吉田委員長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

吉田委員長

次に、議案第8号を議題とします。

議案第8号「平成28年度富良野市子どもと親の相談員の委嘱について」を提案説明願います。

遠藤教育部長

議案第 8 号 富良野市子どもと親の相談員の委嘱について、ご説明申し上げます。
本市では、小学校における不登校や問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応、児童虐待への対応及び教育相談体制の充実を図ることを目的に、平成 16 年度より、子どもと親の相談員を配置しております。
平成 28 年度につきましても、富良野小学校、扇山小学校、東小学校に配置し、児童の悩み相談、家庭・地域と学校の連携を支援するものであります。
委嘱期間は、平成 28 年 4 月 1 日より平成 29 年 3 月 31 日までの 1 年間とし、報酬額については、時間単価 5,000 円とするものでございます。
以上、よろしくご審議のほど、お願いします。

吉田委員長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

菅野委員

スクールカウンセラー、子どもと親の相談員についてなのですが、相談の内容は、どのような傾向にありますか。

大内課長

不登校に関連する相談が多いです。

吉田委員長

他に、ご質問等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

吉田委員長

無ければ、議案第 8 号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

吉田委員長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

吉田委員長

次に、議案第 9 号を議題とします。

議案第 9 号「平成 28 年度富良野市学校医等の委嘱について」を提案説明願います。

遠藤教育部長

議案第 9 号 平成 28 年度富良野市学校医等の委嘱について、ご説明申し上げます。
学校保健安全法に基づく児童生徒の健康診断実施にあたり、学校医 7 名（内 1 名については耳鼻科担当）、学校歯科医 11 名、学校薬剤師 7 名に委嘱をし、児童生徒の健康診断や健康管理及び学校保健にご協力を頂くものでございます。

委嘱期間は、平成 28 年 4 月 1 日より平成 29 年 3 月 31 日までの 1 年です。
以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

吉田委員長 只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

菅野委員 学校医や学校歯科医、学校薬剤師から、富良野のこどもの健康について、問題点などの指摘はありませんか。

大内課長 特に報告は受けていません。

吉田委員長 他にご意見、ご質問などございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

吉田委員長 無ければ、議案第 9 号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

吉田委員長 ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

吉田委員長 以上で、本日の議事はすべて終了致しました。
これをもって平成 28 年第 3 回富良野市教育委員会臨時会を閉会いたします。
ご起立願います。礼。

閉会 午後 5 時 30 分